

市内産農産物のPR及び地産地消の推進等の支援事業要領

(名称)

第1条 本要領の名称は「市内産農産物のPR及び地産地消の推進等の支援事業要領（以下「要領」という。）」とする。

(目的)

第2条 この要領は、市内で生産される農産物及びその加工品の生産拡大に向けたPR、地産地消の推進を目的として実施する事業について、「神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月2日神戸市長決定 規則第38号）」（以下「補助金規則」という。）及び「経済観光局農政部所管補助金等の交付に関する要綱」（平成28年4月1日経済観光局長決定 以下「要綱」という。）に定めがあるものの他に必要な事項を定める。

(対象事業)

第3条 「市内産農産物のPR及び地産地消の推進等の支援事業」（以下「支援事業」という。）の対象となる事業は、町単位以上の広域な取組みであって、前条の目的を達成する活動とする。

(対象団体)

第4条 支援事業を利用できる団体は、市内在住かつ市内で営農している農業者で組織する次の各号のいずれかに該当する団体（以下「対象団体」という。）とする。但し、当該年度に類似の目的の補助金を受ける場合は支援対象外とする。

- (1) 5戸以上の農業者で組織する任意の団体（生産部会等）
- (2) その他前号に準じた団体と市長が認めたもの

(補助金の額)

第5条 補助率2分の1以内、補助金額は1件あたり500千円を上限とし、予算の範囲内で助成する。

(対象経費)

第6条 次の各号に掲げる費用を支援対象とする。ただし、同条第2項に掲げる費用を除く。

- (1) 広報経費（パンフレット・WEBサイト作成費、ノボリ代等）
- (2) PRのための交流活動経費
（会場使用料、出展料、車輛リース料、通行料、駐車場代、警備代、試食・試飲用の市内産農産物の購入費、イベント用消耗費）
- (3) 人件費（講師謝礼（旅費を含む。）に限る。）
- (4) その他市長が認めるもの。
- (5) 同条第1項第1号から第4号に定める費用であって、要綱第11条の定めにより着手された事業費

2 次の各号に掲げる費用は支援対象としない。

- (1) 飲食費
- (2) 総事業費の20%を超える備品購入費（上限20万円）
- (3) 営農に関わる経費（種苗代、肥料代、農薬代、農機具リース代等）
- (4) 同条第1項第2号のうち、常設または定期的な販売行為に係る経費、及び事業所の家賃等事業実施主体の経常的な運営経費

(申請方法)

第7条 本事業を申請する団体は、要領に定める事業計画書（様式第1号）、団体の規約、及び構成員名簿、並びに団体の活動内容がわかる資料を、定められた募集期間内に市長へ提出するものとする。

(計画承認)

第8条 前条に基づき提出された事業計画書について、別途定める市内産農産物のPR及び地産地消の推進等の支援事業審査要領に基づいて開催する審査会にて審査し、計画承認をするか否かの決定を行う。ただし、提出された事業計画書を合算した事業費が予算の範囲内の場合は、事業趣旨に適合しているかなど、内容を書面審査し承認するか否かを決定する。

(交付額の決定)

第9条 前条により承認を行った団体に対し、審査結果及び書面審査に基づき、市長が交付額を決定する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成30年4月1日から施行する。